

むずかしい相続税を簡単にわかってもらうための相続専門レポート

相伝 -souden



----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

2015.9.10 vol.76

- ①衝撃！！節税ビジネスをするときは、
国に節税策を報告しなさい！？
- ②マイナンバー制度が始まります！
- ③重加算税とは？！無駄な税金を支払わないために
- ④国外へ引っ越し予定の方は注意！！
対象資産に所得税が課税される！？
- ⑤遺言があると、喜ばれることはたくさんあります！

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。



《発行》 相続手続きお悩み解決センター

税理士法人 上坂会計／株式会社 ライフデザイン研究所
福井県福井市江守中2丁目 1312 番地

TEL : 0120-939-243 FAX : 0776-36-8245

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : soden@uesaka.ne.jp



衝撃！！節税ビジネスをするときは、 国に節税策を報告しなさい！？

Writer 公認会計士 上坂 朋宏

「政府は税理士に対し、企業に提供している節税策の報告を 2017 年度にも義務づける検討に入りました。大きな税収減につながる節税を対象にし、報告を拒む場合は罰金も検討しているようです。過度な節税へのけん制効果を見込み、税収減や企業間の不公平を和らげます。企業の租税回避の防止へ国際的な枠組みが整備されつつあることを踏まえ、米欧などと足並みをそろえていきます。

米英や韓国などはすでに当局への報告を義務づけています。日米欧などが加盟する経済協力開発機構（OECD）は今年 9 月にまとめる企業の節税への対抗策の中で、日本などにも義務づけを呼びかける見通しです。

1 年間で億円単位の損失を意図的に作り出すような節税策が報告の対象になりそうです。節税策を提供する税理士に企業が割高な報酬を支払っていたり、企業が提供を受けた節税策を他社に伝えないよう守秘義務を負っていたりする場合にも報告を求める見通し。

ちなみに、1984 年に各国に先駆けて報告義務を入れた米国では、年間 1 千万ドル（約 12 億円）以上の損失を出す取引などを対象にしています。カナダでは資産を取得してから 4 年間で実費以上の損失を出した取引などが対象です。英国では 1 千万ポンド（約 19 億円）以上の価値の工場や機械を使ったリース取引などを対象にしています。

また、税理士が企業から 25 万ドル（約 3 千万円）を超える報酬を得た場合を報告対象にする米国のように、**税理士の契約内容に着目する方法もあるかもしれません**。日本政府は先行する国々を参考に義務づけの金額基準などを設ける見通し。

罰金も海外を参考にします。報告しなかった場合、米国は 5 万ドル、英国は最大 100 万ポンドを科しています。」（以上、日経新聞より抜粋しています。）

これは、税理士にとって、非常に衝撃的なニュースです。

スターバックスやアマゾンが国境を超える大胆な節税策で、稼ぐ国と納税する国を変えます。例えば、イギリスで稼いだ利益をスイスやルクセンブルク等に移しそこでより少ない税金で済ませます。イギリスは怒り、OECD（経済改札協力機構）は加盟国の各国内法で節税策の報告義務を定めさせます。

今回の改正は、この一環でのことです。よって、OECD の肝入りでもありますし、既に定めている国も多いことから、この改正は通っていくと思います。

私は、今後以下のことに注目すべきと考えています。

1. 節税策とは何を意味するか？
2. 中小企業についても適用対象となるか？
3. 罰金が設けられるようだが、どのような金額、内容になるのか？

アメリカやイギリスを見ていると、相当多額でないと報告義務はないので、ほとんどあてはまらないと思っはいますが…。

それと、もう1つ。

どうも減価償却の定率法が、廃止されるような雲行きになっています。

上記、また情報が入れば、追って続報を書いています。



2 マイナンバー制度が始まります！



Writer 相続アドバイザー 宅地建物取引士 宮司 幸仁

今年、10月からマイナンバー制度が始まります。

新聞やTVニュースで時折記事を見かけますが、何となく理解されている方、何のことかさっぱりわからない方、様々におられることと思います。

マイナンバー制度が具体的に動き出すのは平成28年1月1日からなので、それから何らかの形で徐々に、皆さんの日常に入り込んでくると思われます。

マイナンバー制度は、1人の人間につき、複数の機関に存在するいくつもの個人情報を、ひとまとめに把握しようというものです。

具体的には、年金番号、所得申告番号、給与源泉徴収番号など、現在バラバラになっている番号を、全部同じ番号に統一してしまい、情報をひとまとめにしようというものです。

マイナンバー(個人番号)は、平成27年10月より市役所から、住民票を有するすべての方に、マイナンバー通知カードとして順次発送されます。

発送期間は10月1日～10月31日までです。1世帯の世帯主に、家族全員のマイナンバーが簡易書留で郵送されます。

ですから、高齢者が世帯主になっているケースだと「おじいちゃんが何の書類なのかわからずゴミ箱へポイと捨ててしまった。」なんてことはないように気を付けて頂きたいです。

マイナンバーは1人につき1つ、12桁の番号が付けられ一生変わることはありません。結婚しても、離婚しても、養子になっても変わることはありません。

マイナンバーの利用範囲は、現段階で国民年金などの年金分野、雇用保険等の労働分野、生活保護などの福祉医療分野、個人申告、源泉徴収などの税務分野で活用される予定です。その後、徐々に活用分野が広がっていくものと思われます。

確定申告でいえば、平成 28 年 1 月 1 日～12 月 31 日の収入から対象になりますので、平成 29 年 2 月に始まる確定申告書からマイナンバーを付けて申告することになります。相続税申告は、平成 28 年 1 月 1 日以後の相続から適用になります。

法人税は、平成 28 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から対象になります。ですから平成 28 年 12 月決算の法人より、マイナンバーを付けた申告をすることになります。

マイナンバー制度は、個人が関わるあらゆる分野で同じ番号が付けられるので、情報が把握しやすく管理もしやすいというメリットがあります。しかし逆に情報漏れや情報そのものが悪用されるリスクも高くなりますので、メリットとリスクを平成 28 年からの実施を前にしっかり勉強して頂きたいと思います。

マイナンバーについて、とてもよくわかるセミナーを開催しています。お時間の許す方は、ぜひ早めにお申し込みください。

<http://www.uesaka.ne.jp/jyuku/seminar/mynumber.php>



3 重加算税とは？！無駄な税金を支払わないために

Writer 相続アドバイザー 辻 克昌

私どもは、納税者の方に余計な税金を 1 円も支払わせないことをモットーに相続税申告の仕事をさせていただいております。ここで言う「余計な税金」の一つに延滞税や加算税があります。延滞税は何となくどのようなものか想像できると思いますが、定められた期限までに税金を納付できなかった場合に課税される税金です。

一方、加算税の種類には複数あり、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、重加算税という種類があります。この中で最も負担が重いのが重加算税で本税の 35%～40%もの税金が課せられます。場合によっては当然相続税にも重加算税が課せられることがあり、相続税は本税自体の税額が大きく、もし相続税に重加算税が課せられると多大な負担となりますので注意が必要です。今回は加算税の中の重加算税について見ていきたいと思ひます。

まずは重加算税が課せられる要件とはどういったものか見てみましょう。

重加算税の規定は国税通則法 68 条に以下のように定められています。

「過少申告加算税（又は無申告加算税）の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、（略）過少申告加算税（又は無申告加算税）に代え、当該基礎となるべき税額に 100 分の 35（40）の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。」

とあります。

まとめると、

- ①過少申告加算税又は無申告加算税が課せられる場合であること。
- ②事実の隠ぺい・偽装があること。
- ③隠ぺい・偽装に基づき納税申告書を提出していること。

つまり、事実の隠ぺい（意図的に隠す）や偽装（偽ること）がなければ重加算税は課せられることはありません。

しかし、事実の隠ぺい・偽装と言われてもどのようなことかピンとこない方がほとんどではないでしょうか？隠ぺい・偽装の例として、国税庁の事務運営指針では以下のものが上げられています。（簡易的に書いています）

- ①帳簿書類の改ざんや偽装、破棄など。
- ②財産を隠したり、架空の債務つくったりして財産の価額を圧縮する。
- ③取引先や関係者と通謀して帳簿書類の改ざんや偽装、破棄などを行わせた。
- ④財産の存在を知らずしてそれを申告していない。
- ⑤名義預金や架空名義、財産が遠隔地にあったことなどを認識し、その状況を利用してその財産を課税財産として申告していない。

上記は一例にすぎませんが、このような行為を行った上で、それに基づいて申告書を提出すると重加算税が課せられることになります。

今回、重加算税の概要について簡単に見ていきました。重加算税がどういったものか何となくご理解いただけたかと思います。

次回は相続税申告において重加算税が課せられた事例を基に、注意すべき点をお伝えしていきたいと思います。

4 国外へ引っ越し予定の方は注意！！ **対象資産に所得税が課税される！？**



Writer 相続診断士 石田 典子

平成 27 年度の税制改正により「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」というものが新たに創設されました。

簡単に言いますと、平成 27 年 7 月 1 日以後に国外転出（国内に住所及び居所を有しなくなることをする人が 1 億円以上の有価証券等を所有等（所有又は契約の締結）している場合、国外転出の時にその対象資産について譲渡又は決済があったものとみなして、その対象資産の含み益に所得税（復興特別所得税を含む）が課税されるというものです。

この国外転出時課税の対象となる人の要件は、

①所有等している対象資産の価額の合計が1億円以上であること。

②原則として国外転出をする日の前10年以内において、国内に5年を超えて住所又は居所を有していること。

そして対象となる資産は、

有価証券（株式、投資信託等）、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引・デリバティブ取引となります。

この国外転出時課税の対象となる方は、所得税の確定申告等の手続きが必要となります。また、国外転出時までに関与した手続きを行うことで、5年間の納税猶予や各種減額措置等を受けることができます。

注意すべきは国外転出時だけではありません。

上記したこの課税制度の対象となる人の要件にあてはまる人が、国外に居住する親族等へ対象資産の全部又は一部を贈与した場合にも、その贈与時に譲渡等があったものとみなして、その贈与対象資産の含み益に対して贈与者（あげた人）に所得税が課税されます。

また、この課税制度の対象者が亡くなり、国外に居住している相続人等が対象資産の全部又は一部を取得した場合にも、その相続時に譲渡等があったものとみなして、その相続対象資産の含み益に対して適用被相続人等に所得税が課税されます。

贈与や相続の場合も、確定申告期限までに手続きを行えば、国外転出時と同様に納税猶予や各種減額措置等が受けられます。

有価証券等を多く持たれている方で、国外へ出る予定がある方や、国外に住んでいるご家族に贈与や相続をする場合には、所得税の課税があるかもしれないということを覚えておかれると良いと思います。

5 遺言があると、喜ばれることはたくさんあります！

Writer 相続診断士 竹原 琴美

月2回の相続日曜無料相談会も、毎回ほぼ満席となり、皆様のご相談を受けさせて頂いております。

その中でも「遺言を書きたいのですが・・・」というご相談が本当に多くなりました。少し前までは、私どもから遺産分割対策の一つとして「遺言」をご提案することはあっても、相談者の皆さんから「遺言を・・・」とおっしゃるケースは今ほど多くなかったと思います。

やはり、今年度の相続税増税でテレビや本で特集されたことや、数年前からの「エンディングノート」の浸透から「遺言」が私達の生活に少しずつですが、身近になってきたのかなと感じます。

しかし身近で「遺言をしている」という人を見かけることは少ないでしょうし、一般の方の会話の中で「遺言をしたら」と勧めても「縁起でもない」と返ってくる姿が想像できます。「遺言＝自分の死＝遺産争い」という先入観はまだまだありそうです。

ですが、「遺言」は「遺書（いしょ）」とは異なるもので、遺産争いなんて起こらないだろうなと思える仲良しな家族にも有効なものであり、遺言があつて良かったなあと思えるケースはたくさんあります。

ご相談の内容より

- ・「財産を渡す自分が、財産の分け方を決めておきたい」
→財産を受取る相続人の皆さんは、遺産分割の必要がなく、親の想いを知ることができます。
- ・「前妻との間に子供がいるが、ずっと会っていないので今の家族に財産を渡したい」
→財産を思い通りに渡せることはもちろん、手続きがスムーズにできます。
- ・「世話になっている長男の配偶者にも財産を渡したい」
→相続人以外の方にも財産を渡すことができます。
- ・「事業をしているので、遺産分割が決まるまで口座が凍結されているのは困るなあ」
→遺産分割協議が不要なので、預金をスムーズに移管でき、事業を引き継げます。
- ・「〇〇家として財産を守りたい」
→財産が分散されてしまわず、先祖からの財産を守ることができます。

遺言があることで、円滑な財産移転ができるなら、遺言が必要な方（遺言があると相続人に喜ばれる方）はぜひ作って頂きたいと思います。

自分で作成するにはハードルが高いと思われる方、一度話を聞いてみたいと思われる方の為に、遺言のセミナーを企画中です。堅苦しいものではなく、少人数でアットホームな雰囲気が進められたらいいなと考えています。秋頃に予定していますので、詳細が決まりましたら、ご案内いたします。



-----編集後記-----

季節ももう秋となり今年もあと数か月となってきましたが、今年の相続対策、贈与対策などはもうご検討されましたか？

どのような対策が有効なのか、どのような手順で手続きなどを進めれば良いのかなど、実行される前に一度ご相談ください。お金を動かしたりなど、実行してしまってからそのやり方に問題があったということになると、後々面倒なことにもなりかねません。まずはぜひ無料相談をご利用ください。

お客様の要望にお応えするために、
私達、上坂会計グループは、
総合事務所を目指しています。

弁護士・司法書士 有資格者を募集しています。

お問い合わせは、相続手続きお悩み解決センターまで



0120-939-243



We have a dream.

上坂会計グループ

私ども上坂会計グループは創業 1970 年
顧問先数 510 社の会計事務所を母体にし
たコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ
UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCYCo.,Ltd. (カンボジア)